

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十三号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正
する条例

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例（令和元年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ア中「居住費等生活費（」の下に「入居に係る初期費用（敷金その他の入居に伴い一時的に要する費用をいう。以下同じ。）及び」を加える。

第四条第一項第一号中「一万円」を「一万六千円」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 貸与期間の初日の属する月における前項第一号の支援資金の額は、同項の規定にかかわらず、留学生一人につき、入居に係る初期費用の額（当該額が五万円を超える場合は、五万円）及び当該月における居住費等生活費（入居に係る初期費用を除く。）の額（当該額が五万円を超える場合は、五万円）の合計額の三分の一の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の規定は、留学生を支援する法人が令和六年四月一日以降に貸与する修学資金に係る支援資金から適用する。